

飯綱町避難情報の判断基準 及び伝達マニュアル

水害・土砂災害

平成 27 年 3 月策定
令和 3 年 5 月改訂

総務課危機管理室

《 目 次 》

1. 避難行動の考え方	1
2. 避難情報発令の判断基準	3
3. 水害	4
4. 土砂災害	10
5. 避難情報の伝達文	15

《災害情報の入手先》

- ◎ 長野県 防災情報（災害に学び、備える）
<https://www.pref.nagano.lg.jp/bosai/kurashi/shobo/bosai/bosai/index.html>

- ◎ 長野県河川砂防情報ステーション
（注意報・警報等、土砂災害警戒情報、雨量及び水位情報）
<http://www.sabo-nagano.jp/>

- ◎ 長野県河川水位情報
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/infra/kasen/bosai/suii.html>

- ◎ 長野地方気象台（気象・火山等に関する情報発信先）
<http://www.jma-net.go.jp/nagano/>

改訂記録

初 版	平成 27 年 3 月	
第 2 版	平成 27 年 7 月	水位周知河川以外の河川に関する避難指示基準の新設等
第 3 版	平成 30 年 3 月	避難区分の名称変更に伴うもの 避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴うもの
第 4 版	令和 3 年 5 月	避難情報に関するガイドライン 令和 3 年 5 月 20 日以降の災害対策基本法の改正や避難ガイドラインを踏まえた発令基準の見直し及び適切な判断に基づく発令に伴うもの

1. 避難行動の考え方

1.1 避難行動の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

- ① 災害種別ごとに、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか
- ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）
- ③ どのタイミングで避難行動をとれば良いか

1.2 避難行動

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」について次表のとおり整理する。

避難行動の整理表

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム*1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・安全とは限らない ・自宅・施設等 ・近隣の建物(適切な建物が近隣にあるとは限らない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等 	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保	洪水等 土砂災害
~~~~~ 警戒レベル4までに必ず避難 ~~~~~						
立退き避難	安全な場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所(小中学校・公民館、民間施設、高</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路が安全かを確認</li> <li>・自主避難先が安全</li> </ul>	リードタイムを確保可能な	警戒レベル3 高齢者等避難	洪水等 土砂災害

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム ^{※1} の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
		台等) ・安全な自主避難先 (親戚・知人宅、 ホテル・旅館等) 等	かを確認 ・避難先への持参品 を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等	時にとるべき行動	警戒レベル4 避難指示	
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ※「上階へ移動」は、 自らが居る建物内に限らず、近隣に 身の安全を確保可能なマンションや ビル等の民間施設がある場合に、当 該建物の上階へ移動(垂直避難)す ることも含む ・安全な上層階に留 まる 等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫 想定区域、浸水深、 浸水継続時間等を 確認し、自宅・施設等で身の安全を 確保でき、かつ、 浸水による支障 ^{※2} を許容できるかを 確認 ・市町村・地域と民間施設間で避難に 関する協定を締結 ・孤立に備え備蓄等 を準備 等	リードタイムを確保可能な 時にとり 得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等 (土砂災害は自宅・施設 等が外力により倒壊するお それがあるため立退き避難 が原則)

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

### 1.3 指定緊急避難場所と指定避難所

災害対策基本法改正後、避難行動をとる際の安全確保の観点から、避難場所と避難所を明確に区分し、あらかじめ指定緊急避難場所と指定避難所を指定することとされた。

当町における「避難場所」は、基本的には町で指定した「指定緊急避難場所」とするが、避難行動が遅れた場合に備え、地域内で比較的安全な空き地や公会堂等を「一次(いちじ)避難場所」と設定し、その後可能な限り「指定緊急避難場所」への立退き避難を心がけるものとする。なお、一次避難場所は災害の種類によって避難場所が異なるため、決して安全な場所ではないことに注意が必要となる。

### ○一次避難場所

大規模な災害等が発生した場合に、町で指定した「指定緊急避難場所」へある程度の集団で避難するために、地域の住民が一時的に集まる比較的安全な空き地等

### ○指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ災害種別ごとに町が指定した施設・場所

### ○指定避難所

災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ町が指定した施設

## 2. 避難情報発令の判断基準

### 2.1 避難情報等と居住者等がとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

基本的な事項を次表のとおり整理する。

警戒レベルの一覧表

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
	するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：気象状況悪化</li> <li>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</li> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</li> </ul>
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</li> <li>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</li> <li>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul>

### 3. 水害

町における河川の状況（避難等の判断基準となる水位）

		鳥居川（水位周知河川）	斑尾川	その他の 中小河川
特性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・上流戸隠地域（代表雨量観測所「戸隠牧場」）に降った雨が約1時間後に到達</li> <li>・上流戸隠地域の総雨量が50mmを超えると下流域の水位が危険水位を上回るおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上流芋川地域の総雨量が100mmを超えると溢水するおそれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫による浸水域の最大水深はほとんど床下以下と想定</li> </ul>
警戒すべき区間		右岸 牟礼吹上 70m 左岸 華表橋から日影橋 500m	両岸 堀越から斑尾大橋まで 毛見橋から下赤塩橋まで	最大浸水深が0.5m となる平野家屋のある地域は注意が必要
特に注意を要する区間		重要水防箇所 牟礼吹上、倉井狐沢 新鳥居橋 H12 出水で流木により閉塞し、上流で越水はん濫	重要水防箇所 毛見橋から下赤塩橋まで	
流域雨量指数	基準Ⅱ	12.3 (複合基準 5, 11)	4.9	八蛇川 5.3 その他の河川は未設定

		鳥居川（水位周知河川）	斑尾川	その他の 中小河川
	基準 Ⅲ	14.2	5.4	八蛇川 5.8 その他の河川は未設定

基準Ⅱ：洪水警報基準

基準Ⅲ：洪水警報の基準よりも一段高く設定した基準

○避難基準を基に原則として自治会単位（牟礼地区：区 三水地区：組）

### 3.1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

#### (1) 鳥居川破堤・越水氾濫

##### ア 警戒すべき区間

- ・右岸 牟礼吹上 70m
- ・左岸 華表橋から日影橋 500m

##### イ 鳥居川の特長

- ・上流戸隠地域（代表雨量観測所「戸隠牧場」）に降った雨が約1時間後に到達
- ・上流戸隠地域の総雨量が50mmを超えると下流水位が危険水位を上回るおそれ

##### ウ 施設の整備状況等

- ・左岸について堤防のかさ上げ実施

##### エ 特に注意を要する区間

- ・重要水防箇所（牟礼吹上、倉井狐沢）
- ・新鳥居橋（平成12年に出水で流木により閉塞：上流で越水氾濫）

#### (2) 斑尾川破堤・越水氾濫

##### ア 警戒すべき区間

- ・両岸 堀越から斑尾大橋まで
- ・両岸 毛見橋から下赤塩橋まで

##### イ 斑尾川の特長

- ・上流芋川地域の総雨量が100mmを超えると水が溢れるおそれ

##### ウ 特に注意を要する区間

- ・重要水防箇所（毛見橋から下赤橋まで）

※上記以外の中小河川は、氾濫による浸水域の最大水深がほとんど床下以下と想定されることから、基本的には立ち退き避難は必要ないが、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがある場合は、状況に応じて判断する。

### 3.2 避難情報を判断する情報

気象庁ホームページ、長野県河川砂防情報ステーション、鳥居川水位（目視）、大雨特別警報（浸水害）、大雨注意報・警報（浸水害）、洪水注意報・警報、指定河川洪水予報、水位到達情報、府県気象情報、記録的短時間大雨情報、住民や消防団からの情報

### 3.3 避難すべき区域

(1) 避難情報の対象となる「避難すべき区域」は次表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

ア 重要な情報については、情報を発表した長野地方気象台、河川管理者等との間で相互に情報交換をすること。

イ 「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害認定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難情報の発令区域を適切に判断すること。

ウ 「避難すべき区域」特定の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

#### 3.3.1 鳥居川の避難すべき区域

想定浸水深	対象区域	対象世帯	避難区分	一次避難場所	指定緊急避難場所
0～0.5未満	牟礼区 吹上地区	2世帯	水平	牟礼区コミュニティ消防センター	牟礼小学校
	牟礼区 本町地区の一部	38世帯 (鳥居川～県道間)	垂直		
	普光寺区 深沢地区の一部	25世帯 (鳥居川～国道間)	垂直		
	普光寺区 橋場地区の一部	8世帯 (鳥居川～国道間)	垂直		
	倉井区 狐沢地区の一部	5世帯 (鳥居川～国道間)	垂直		

#### 3.3.2 斑尾川の避難すべき区域

想定浸水深	対象区域	対象世帯	避難区分	一次避難場所	指定緊急避難場所
0～0.5未満	赤東区 毛見地区の一部	2世帯 (斑尾川沿い)	垂直		
	赤東区 下赤塩組の一部	8世帯 (斑尾川～県道間)	垂直		
	芋川区 田中組の一部	27世帯 (斑尾川沿い)	垂直		
	芋川区 中村組の一部	6世帯 (斑尾川沿い)	垂直		



### 3.3.3 八蛇川、滝沢川、その他の河川の避難すべき区域

- ・流域地域に隣接する区・組等

### 3.4 避難情報の発令の判断基準

避難情報の発令の判断基準は次表のとおりである。

この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- ・堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行う。

### 3.5 水位周知河川（対象：鳥居川）

#### 3.5.1 高齢者等避難

- ・水位周知河川は、流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇するケースが多く、氾濫注意水位や避難判断水位を超えた後、時間をおかず氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達するケースがある。
- ・避難判断水位は、避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
- ・ただし、避難判断水位を超えても、最終的に氾濫危険水位を超えない場合も多い。
- ・このため、避難判断水位を超えた段階で、河川上流域の河川水位やそれまでの降り始めからの累積雨量、雨域の移動状況等を併せて判断することが望ましい。
- ・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越流）に限らず、堤防の漏水・侵食等も考えられる。このため、堤防の漏水等・侵食が発見された場合、高齢者等避難の判断材料とする。
- ・なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。

#### 【高齢者等避難の判断基準】

1～3のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。

1：鳥居川水位観測所の水位が避難判断水位である2.5mに到達し、かつ、上流域の河川水位が上昇している場合

2：鳥居川水位観測所の水位が避難判断水位である2.5mに到達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続き水位上昇が見込まれている場合

3：漏水等が発見された場合

### 3.5.2 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合

- ・基本的に夜間であっても、躊躇することなく高齢者等避難を発令する。
- ・降水短時間予報（6時間先までの各1時間雨量）、大雨警報・注意報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。
- ・過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位に到達する可能性があるのかを認識する必要がある。

#### 【避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合の高齢者等避難の判断基準】

1～2のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。

- 1：大雨注意報や降水短時間予報等により、夜間・早朝に避難が必要となることが想定される場合
- 2：降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

### 3.5.3 避難指示

- ・氾濫危険水位は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。

#### 【避難指示の判断基準】

1～3のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令する。

- 1：鳥居川水位観測所の水位が氾濫危険水位である2.8mに到達した場合
- 2：鳥居川水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合
- 3：鳥居川水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、上流戸隠地域（代表雨量観測所「戸隠牧場」）の気象情報、降水短時間予報で、さらに20mm以上の降雨が予想される場合

### 3.5.4 避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合

- ・基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難指示を発令する。
- ・降水短時間予報（6時間先までの各1時間雨量）、大雨警報・注意報の文中に記載される注意警戒期間、府県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。
- ・過去の洪水で、流域平均雨量がどの程度で氾濫危険水位に到達する可能性があるのかを認識する必要がある。

#### 【避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合の避難指示の判断基準】

1～2のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。

- 1：判断する時点（夕刻）で、鳥居川水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、気象情報、降水短時間予報で、戸隠牧場地点上流にさらに20mm以上の降雨が予想される場合
- 2：鳥居川水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

### 3.6 鳥居川以外の河川（対象：すべての河川）

#### 3.6.1 避難情報の判断基準

- ・鳥居川以外の河川については、職員や消防団による巡視や住民等からの情報を基に、避難を行う必要があると判断した場合には、避難指示を発令することとする。なお、小河川の水位の上昇は、短時間の降雨で浸水が発生することや狭い範囲の降雨の継続状況を把握することが難しく、時間的余裕がない場合がほとんどであることから、基本的に高齢者等避難は発令しない（消防団による巡視は、町において警戒体制以上の配備体制をとっている場合で、消防団長の指示により実施する。）。
- ただし、過去に氾濫した際の記録があり、降水量・降水時間と氾濫の関係性が分かっている小河川等の場合は、高齢者等避難の発令も検討する。
- ・避難指示のタイミングは、気象予報等を踏まえ、早めの指示等を原則とするが、避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合でも、躊躇することなく避難情報を発令する。
- ・なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。
- ・水位や現地情報等が把握できる小河川等については、氾濫が発生し始めたときに避難指示を発令することも検討する。

#### 【避難指示の判断基準】

1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令する。

1：対象河川において被害が発生し、拡大のおそれや住家被害のおそれがあるとき

2：対象河川の断面の1/2の高さよりも水位が上昇し、護岸が流出したとき

3：消防団等から避難の必要性に関する通報があった場合

4：浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合

#### ※各河川の危険箇所における状況（長野県水防計画書）

河川名	管理者	種別	護岸別延長 (m)		場所(目標)	予想 水位 (m)	予想される危険
			左	右			
八蛇川	県	一級	100	—	牟礼小学校前	2.4	水衝洗掘
鳥居川	県	一級	—	70	牟礼吹上	1.5	護岸等の決壊
斑尾川	県	一級	500	500	下赤塩～柳沢橋	2.0	断面狭小による越水
斑尾川	県	一級	1,500	1,500	柳沢橋～奈良本橋	2.0	護岸等の決壊
斑尾川	県	一級	1,450	1,500	掘越集落～若宮集落	2.0	護岸等の決壊

河川名	管理者	種別	護岸別延長 (m)		場 所(目標)	予想 水位 (m)	予想される危険
斑尾川	県	一級	500	500	毛見橋～下赤塩橋	2.0	断面狭小による越水
斑尾川	県	一級	2,300	2,300	大峰2号橋～毛見橋	2.0	断面狭小による越水
斑尾川	県	一級	1,000	1,000	若宮集落～御所之入橋	2.0	断面狭小による越水
鳥居川	県	一級	500	—	華表橋～日影橋	3.0	越水
前 川	町	準用	20	—	いづなコネク WEST	2.4	護岸等の決壊
前 川	町	準用	100	100	いづなコネク WEST	2.4	断面狭小による越水
月見川	町	準用	50	30	番匠入口	1.2	護岸等の決壊
月見川	町	準用	50	100	下ノ沢上下流	2.0	護岸等の決壊
本沢川	町	準用	—	200	飯綱町赤塩（郡界上流）	1.5	がけ崩れによる川のせき止め 土石流

### 3.7 避難情報の解除

#### 3.7.1 水位周知河川

避難情報の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除する。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除する。

#### 3.7.2 小河川

避難情報の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除する。

## 4. 土砂災害

### 4.1 避難情報の対象とする土砂災害の危険性がある区域

- ・土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」

土砂災害防止法に基づき住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、以下に区域の定義を示す。

① 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

② 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

・土砂災害警戒区域

土石流	48箇所
急傾斜地の崩壊	94箇所
地すべり	25箇所

・土砂災害特別警戒区域

土石流	40箇所
急傾斜地の崩壊	89箇所

4.2 避難情報を判断する情報

①大雨注意報、②大雨警報（土砂災害）、③土砂災害警戒情報、④記録的短時間大雨情報、⑤大雨特別警報（土砂災害）、⑥土砂災害警戒判定メッシュ情報、⑦土砂災害危険度、雨量及び河川水位等に関する情報（長野県河川砂防情報ステーション）、⑧県庁からのFAX

4.3 避難すべき区域

避難情報の対象とする「避難すべき区域」は次表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難情報の発令区域を適切に判断する。
- ・「避難すべき区域」特定の際に参考とした土砂災害警戒区域等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意する。

土砂災害避難区域

避難地域	対象地区 (避難情報の発令単位)	災害の様相	指定緊急避難場所 指定避難所
牟礼西地区	高坂区	急傾斜・土石流 地すべり	町民会館・牟礼B&G 又は牟礼小学校
	地藏久保区	土石流	

避難地域	対象地区 (避難情報の発令単位)	災害の様相	指定緊急避難場所 指定避難所
牟礼西地区	野村上区	土石流	町民会館・牟礼B & G 又は牟礼小学校
	北川区	土石流	
	袖之山区の一部	土石流	
	上村区の一部	土石流	
	東高原区（白樺台）の一部	土石流	
	中宿区	土石流	
	夏川区	土石流	
	古町区・芹沢地区の一部	地すべり	
牟礼東地区	小玉区	急傾斜・土石流	町民会館・牟礼B & G 又は牟礼小学校
	栄町区の一部	急傾斜・地すべり	
	牟礼区の一部	急傾斜・地すべり	
	番匠区の一部	急傾斜	
	福井団地区の一部	急傾斜	
	西黒川区の一部	急傾斜	
普光寺地区	西部組の一部	急傾斜・地すべり	三水B & G 又は三水小学校
	中部組の一部	急傾斜	
	深沢組の一部	急傾斜	
芋川地区	寺村組の一部	地すべり	三水B & G又は 芋川防災センター
	町組	土石流・地すべり	
	中峯組	土石流・地すべり	
	御所之入組の一部	土石流	
	若宮組	急傾斜・土石流	
	若宮組（あおぞら）	急傾斜・土石流	
	堀越組	急傾斜・土石流	
	日向組・溝口地区	急傾斜・土石流	

避難地域	対象地区 (避難情報の発令単位)	災害の様相	指定緊急避難場所 指定避難所
倉井地区	谷組・釜淵地区の一部	急傾斜・地すべり	三水B&G 又は 倉井コミュニティ 消防センター
	谷組・狐沢地区	急傾斜	
赤東地区	毛野組の一部	急傾斜・土石流 地すべり	三水B&G 又は 赤東コミュニティ 消防センター・ いづなコネク EAST
	下赤塩組の一部	急傾斜・土石流 地すべり	
	東柏原組	土石流	
	扇平組の一部	急傾斜	

#### 4.4 判断基準

##### 4.4.1 高齢者等避難

- ・大雨警報（土砂災害）は、避難指示の材料となる土砂災害警戒情報の基準からおおむね1時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える2～6時間前に発表されることから、この情報の発表を判断基準の基本とする。
- ・雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定可能な場合は、町内の雨量観測地点や土砂災害危険箇所等で既に累積雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も判断基準とする。
- ・大雨注意報が発表されている状況で夕刻を迎え、当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合には、高齢者等避難の発令を検討し、その際、注意報に記される注意警戒期間、降水短時間予報、府県気象情報も勘案する。
- ・なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う。

##### 【高齢者等避難の判断基準】

- 1～4のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。
- 1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合
  - 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
  - 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合
  - 4：強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

#### 4.4.2 避難指示

- ・土砂災害警戒情報の発表をもって避難指示の判断基準とすることを基本とするが、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の判定基準を超過したメッシュが増加した場合は、当該メッシュにかかる地域への避難指示の発令を検討する。
- ・土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準と避難に要する時間を考慮して検討する。
- ・避難指示の対象地域は、土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された地域とする。なお、前兆現象や土砂災害が土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域以外の区域で発見された場合は、前兆現象や土砂災害の発生した箇所や周辺区域を躊躇なく避難指示の対象地域とする。避難指示を発令している状況下で、更に大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、避難指示対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。
- ・台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う。

#### 【避難指示の判断基準】

1～4のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令する。

1：土砂災害警戒情報が発表された場合

2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合

3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合

4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

#### 4.4.3 避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合

- ・基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難情報は発令する。
- ・夜間の避難行動は、昼間より危険性が高まるため、避難情報の発令は可能な限り日没までに行うことを原則とするが、日没以降であっても避難の必要性が新たに判明すれば、直ちに避難指示の発令を判断する。

#### 4.4.4 避難情報の解除

- ・避難情報の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除する。ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う。

#### 5. 避難情報の伝達

避難情報を住民に伝達する主な手段は下記のとおり。

- ① 防災行政無線（同報系）
- ② 緊急速報メール



- ③ 飯綱町メール配信サービス
- ④ ソーシャルメディア
- ⑤ 広報車、消防団による広報
- ⑥ 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

## 5.1 水害

### 5.1.1 【避難準備情報の伝達文の例(水位周知河川)】

- ★緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。
- ★こちらは、飯綱町災害対策本部です。
- ★鳥居川の水位が避難判断水位に到達したため、〇時〇分、〇〇区（組）の〇〇地区に鳥居川に関する避難準備情報を発令しました。
- ★〇〇地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難してください。
- ★高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。
- ★（指定緊急避難場所）指定避難所は〇〇〇です。
- ★なお、屋外での避難行動に危険が伴う場合や、立ち退き避難をしなくても安全と判断した場合は、屋内で安全確保をしてください。

### 5.1.2 【警戒レベル3 高齢者等避難の伝達文の例】

- ★警戒レベル3！警戒レベル3！（又は緊急放送！緊急放送！）
  - ★こちらは、飯綱町災害対策本部です。
  - ★鳥居川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇時〇〇分、〇〇区（組）の〇〇地区（区域）対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
  - ★高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅に速やかに避難してください。
  - ★（指定緊急避難場所）指定避難所（福祉避難所）は〇〇〇です。
  - ★ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
  - ★それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ自主的に避難してください。
- （全体を2回繰り返す）

### 5.1.3 【警戒レベル4 避難指示の伝達文の例】

- ★警戒レベル4！警戒レベル4！（又は緊急放送！緊急放送！）
- ★こちらは、飯綱町災害対策本部です。
- ★鳥居川が増水し氾濫するおそれが高まったため、〇〇時〇〇分、〇〇区（組）の〇〇地区（区域）に警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

- ★〇〇地区（区域）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅に今すぐ避難してください。
  - ★（指定緊急避難場所）指定避難所は〇〇〇です。
  - ★ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
  - ★ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。
- （全体を2回繰り返す）

#### 5.1.4 【警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文の例】

（河川氾濫が切迫している状況）

- ★警戒レベル5！警戒レベル5！（又は緊急放送！緊急放送！）
  - ★こちらは、飯綱町災害対策本部です。
  - ★鳥居川の水位が既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！〇〇区（組）の〇〇地区（区域）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
  - ★避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- （全体を2回繰り返す）

（河川氾濫を確認した状況）

- ★警戒レベル5！警戒レベル5！（又は緊急放送！緊急放送！）
- ★こちらは、飯綱町災害対策本部です。
- ★鳥居川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇区（組）の〇〇地区（区域）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ★避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。（全体を2回繰り返す）

（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に伝達することに努める。）

## 5.2 土砂災害

### 5.2.1 【警戒レベル3 高齢者等避難の伝達文の例】

- ★警戒レベル3！警戒レベル3！（又は緊急放送！緊急放送！）
  - ★こちらは、飯綱町災害対策本部です。
  - ★土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
  - ★ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれのある区域にいる（又は、「〇〇地区の土砂災害警戒区域等にいる」）高齢者や障害のある人など、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
  - ★それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- （全体を2回繰り返す）

### 5.2.2 【警戒レベル4 避難指示の伝達文の例】

- ★警戒レベル4！警戒レベル4！（又は緊急放送！緊急放送！）
- ★こちらは、飯綱町災害対策本部です。
- ★土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇時〇分、〇〇区（組）の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ★〇〇区（組）の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ★指定緊急避難場所と指定避難所は〇〇〇です。
- ★ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。  
(全体を2回繰り返す)

### 5.2.3 【警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文の例】

(土砂災害発生が切迫している状況)

- ★警戒レベル5！警戒レベル5！（又は緊急放送！緊急放送！）
- ★こちらは、飯綱町災害対策本部です。
- ★飯綱町に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇区（組）では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇区（組）の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ★〇〇区（組）の方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。
- ★避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。(全体を2回繰り返す)

(土砂災害発生を確認した状況)

- ★土砂災害発生！土砂災害発生！（又は緊急放送！緊急放送！）
- ★こちらは、飯綱町災害対策本部です。
- ★〇〇区（組）で土砂災害が発生したため、〇〇区（組）の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- ★避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。
- (※具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。) (全体を2回繰り返す)